

≫妊娠がわかったら≪

○母子健康手帳の交付 『窓口 保健センター』

◎妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。

Q、いつ、どこでもらうの？

A、それぞれの病産院で多少の違いはありますが、超音波検査で胎児心拍の確認、妊娠8週前後の超音波検査で胎児の大きさから妊娠週数・分娩予定日が修正・確定されると、医師から母子健康手帳をもらってくるようにと説明があります。

母子健康手帳は、保健センターで交付します。出産予定日がわかりましたら、保健センターから交付を受けましょう。

保健センターで母子健康手帳の交付を受ける際に、妊娠届出書とアンケートの記入をしていただきます。

また、妊娠期を安心して過ごしていただけるよう、妊婦さんの体調や心配事等のご相談、町の子育て支援サービス等のご案内のため、すべての妊婦さんに対して30分程度の面接をおこないます。なお、代理の方が届出を行う場合は、後日ご本人に対して改めて保健師が面接をさせていただきます。

妊娠の届出の際には、次のものが必要となります。

1 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

2 身元（実存）の確認（運転免許証・パスポートなど）

→マイナンバーカードをお持ちであれば1点で上記2点を確認できます。

代理人による届出の場合は、委任状の記入が必要となります。

詳しくは保健センターへのお問い合わせ、又は吉見町ホームページをご覧ください。

◎母子健康手帳は、一通り目を通していただき、妊娠・出産・育児に関する記録帳としてご活用ください。

◎転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

※ただし、妊婦健康診査助成券等の差し替えがありますので、保健センターにお寄りください。

◎妊娠中の健康、日常生活、栄養のことなど不安な点、疑問な点などがありましたら、保健センターへお問い合わせください。



☆このマークのキーホルダーなどをつけている方は妊婦さんです。
気付いたら思いやりをもち、妊婦さんにとって優しい環境づくりにご協力ください。

≫出産を迎えるにあたって≪

○出産育児一時金の支給 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以上の出産であれば、早産・流産・死産の区別なく支給されます。（医師の証明が必要）

ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方（他の健康保険の加入期間が1年以上あり退職後半年以内に出産された場合）には、国民健康保険からは支給されません。

※ 他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

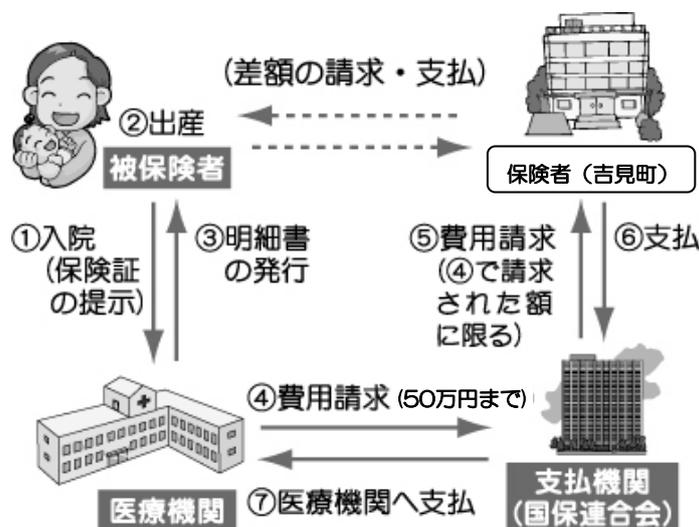
≪支給額≫ 50万円（子ども1人につき）

≪支給方法≫ 原則として医療機関等への直接払い（直接支払制度）となります。

■出産育児一時金直接支払制度のしくみ

出産育児一時金（50万円を限度）の申請とその受け取りを医療機関等があなたに代わって行います。医療機関等とあなたとの間で、代理契約を結ぶことで、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われることとなります。なお、直接支払制度に対応しているかどうかは、直接、医療機関へお問い合わせください。

ただし、出産費用が出産育児一時金を超えた分は自己負担となり、下回れば差額分を、後日、町民健康課に申請して支給を受けることができます。



■直接支払制度を活用しない場合・出産費用が50万円に満たない場合

直接支払制度の利用を希望しない場合や海外での出産の場合などは、従来どおり出産後、出産育児一時金の支給申請をしてください。

直接支払制度を利用された方で、出産費用が50万円を下回った場合は、差額分を支給しますので出産育児一時金（差額分）の支給申請をしてください。

≪申請に必要なもの≫

- 1 国民健康保険の保険証（マイナンバーカード）
- 2 世帯主名義の預金通帳
- 3 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書
- 4 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書
- 5 母子手帳等、出産が証明できる書類

○出産費の貸付 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定の方に出産費用の貸付けを行います。

《対象者》 出産予定日まで1か月の方

《貸付額》 出産育児一時金の支給見込み額の80%を限度とします。

○国民健康保険税の産前産後免除 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定者の方の国民健康保険税の所得割と均等割が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。

《対象者》 国民健康保険被保険者の出産者

《届出期間》 出産予定日の6か月前から

《申請に必要なもの》 出産予定日の確認ができる母子手帳等
 出産後に届出される場合は出生証明書等
 マイナンバーカード

○国民年金の産前産後期間免除 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

国民年金第1号被保険者の方の国民年金保険料が出産予定日の属する月の前月（多胎の場合は3月前）から出産予定日月の翌々月までの期間免除されます。

《対象者》 国民年金第1号被保険者の出産者

《届出期間》 出産予定日の6か月前から

《申請に必要なもの》 出産予定日の確認ができる母子手帳等
 出産後に届出される場合は出生証明書等
 マイナンバーカード

○両親学級 『窓口 保健センター』

1週間前までに保健センターにお申込みください。

令和6（2024）年度 ◎1日目・2日目とも午前9時30分から受付をします。

月・日（曜日）	対象者		内容
6月 6日（木） 8日（土）	妊娠中のお母さん・お父さん （お子さん・ご家族の参加も大歓迎です。）	1 日 目	午前9時30分～正午 ・マタニティー体操 ※体操できる服装でお越しください。 ・妊娠中のセルフケア （アロママッサージ） ・妊娠中の過ごし方 ・出産への準備について
10月17日（木） 19日（土）			2 日 目
2月13日（木） 15日（土）			

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

○**パパママ歯科健診^{プラス} + 一大人の歯科健診** 『窓口 保健センター』

1週間前までに保健センターにお申込みください。

令和6（2024）年度

◎完全予約制（9時30分～3名、10時00分～4名、10時30分～3名）

月・日（曜日）	対象者	内容
5月16日（木）	妊娠中の方～74歳までの方 （お子さん連れの参加も大歓迎です。）	歯科健診 妊娠中の歯のケア 歯周病予防のアドバイス等
9月 5日（木）		
1月16日（木）		

≫赤ちゃんが生まれたら≪

○**出生届** 『町民健康課 ー1階2番窓口ー』

赤ちゃんの名前が決まったら、出生届を出しましょう。

生後14日以内に現住所か本籍地、または出生地の市区町村に出生届を提出します。
休日・夜間でも受け付けています。

※休日・夜間の届出の場合、開庁日に再度来庁していただきます。

《必要なもの》 出生証明書・母子健康手帳

《届け出る人》 原則、子の父又は母

○**国民健康保険に加入** 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

出生届の際に申し出てください。

社会保険の方は加入先の健康保険組合に届け出てください。

≫健診を受けましょう≪ 『窓口 保健センター』

保健センターでは、4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児を対象に健康診査を行っています。

その他、保健センターでは、いろいろな保健事業を行っています。予約が必要なものもありますので、「保健事業ガイドブック」を御確認ください。

≫予防接種を受けましょう≪ 『窓口 保健センター』

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3か月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

詳しくは、「保健事業ガイドブック」を御確認ください。

≫妊娠期から出産・子育て期の支援≪

○伴走型相談支援 及び 出産・子育て応援ギフト

『窓口 保健センター・子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

すべての子育て家庭が安心して妊娠や出産、子育てをすることができるように、妊娠期から子育て期まで継続して身近に相談することができ、必要な支援につないでいく「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「経済的支援（出産・子育て応援ギフト）」を一体的事業として実施します。

◆伴走型相談支援 『窓口 保健センター』

妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な育児に関する情報発信等を行い、必要な支援につなぐ取り組みを行います。

◆出産・子育て応援ギフト 『窓口 子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

妊娠届提出時と出生届提出後に保健師等との面談を実施し「出産・子育て応援ギフト申請書」及び「アンケート」を提出された方に、10万円相当を支給します。

【出産応援ギフト：妊娠届提出時】

妊娠届提出時に面談を実施した妊婦の方に対して、1人当たり5万円相当を支給します。

【子育て応援ギフト：出生届提出後】

出生届提出後に面談を実施した新生児を養育する方(保護者)に対して、新生児1人当たり5万円相当を支給します。

※対象者の方には個別にご案内します。



○こども商品券 『窓口 子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

吉見町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てに係るサービスの利用促進を図るとともに、子どもの健やかな成長の一助とすることを目的として、町内在住の子どもを養育する子育て世帯に対して、10か月児健診のとき及び1歳6か月児健診のときに、それぞれ1万円分のこども商品券を支給します。

※対象者の方には個別にご案内します。